

環 評 審 第 15 号

令和7年 10 月 27 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

沖縄県環境影響評価審査会

会長 棚原 朗



那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査
報告書(令和6年度)の審査について(答申)

令和7年8月25日付け沖縄県諮問環第5号で諮問のあったみだしのことについて、別
添のとおり答申します。

那覇広域都市計画事業西普天間住宅地区土地区画整理事業に係る事後調査報告書
(令和6年度)に対する答申

1 赤土等による水の濁りについて

平常時調査における無名のカー及びヒージャガーにおいて、また、降雨時調査におけるヒージャガーにおいて、浮遊物質（SS）が環境基準値（河川B類型：25mg/L以下）を超過した原因について本事業の影響に関する考察がなされていないことから、環境基準値超過が確認された場合は、まずは、本事業の影響について考察を行い、事後調査報告書に記載させること。

また、環境基準値を超過した原因は、他事業で実施されたボーリング調査による影響と考えられたとしているが、同ボーリング調査の実施日や調査地点などの詳細について確認されていないことから、他事業による影響が懸念された場合は、他事業の詳細な工事内容について、情報収集に努めさせるとともに、本事業における環境保全措置が適切に講じられるよう他事業の事業者と調整等を行わせること。

2 重要な哺乳類、鳥類、両生・は虫類、昆虫類等の生息状況について

事業者は、偶発的な通過移動や偶発的な出現による変動を除外して考えれば、哺乳類、鳥類、両生・は虫類、甲殻類等においては工事による変化は生じていないとしており、また、底生動物及び魚類に、種構成で大きな差は見られず、工事による影響は少ないと評価しているが、複数の分類において、過年度から確認された重要な種の数が増加傾向にある。

については、重要な種の減少の要因について専門家等への聴取を行わせるとともに、その内容を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討させること。また、聴取した内容及び講じた環境保全措置については次回の事後調査報告書に記載させること。